

昭和町常永土地区画整理事業工事施工に伴う留意事項(一般事項)

新規工事打合せ内容

2012/8/21改訂

本区画整理事業における、各工区工事の着手に際して予め作業員の方を含めた工事関係者の方々へ「新規入場者教育」「工事打合せ」等により下記事項(本工事に関係する項目)を周知徹底してトラブルの発生を予防して下さい。

1. 提出書類及び監督員について

- ・ 契約関係の書類は、組合へ提出。その他(施工関係)については施工管理者(新都市設計(株))に提出して下さい。 町発注工事についても一旦施工管理者に提出して下さい。

監督員について

組合工事では、監督員は工事担当理事が務めます。立ち会い等は工事管理者が行います。

昭和町発注工事では、従来通り、区画整理課職員が監督員として任命され立ち会い等を行います。

2. 定期工程会議の実施について

- ・ 曜日、時間を決めて隔週又は毎週、組合事務所にて行います。
(原則として隔週火曜日PM1:30～ 場所:組合事務所会議室(変更有り))
- ・ 週間工程表(2週間)と実施及び予定箇所を明記した図面を作成して下さい(出来るだけ1枚で)。
- ・ その他、懸案事項等も文書にまとめて下さい。(状況により写真・解決案添付)懸案事項で他機関が関わるなど即決が難しい場合は、予め連絡して下さい。

参加対象者

区画整理地内の公共工事関係者、その他必要に応じて電力会社、通信会社、CATV他
工区間のコミュニケーションを活発にして、トラブル防止だけでなく、明るい職場にしましょう。

3. 工事施工日及び時間について

- ・ 工事施工日は月曜日から土曜日とし、日曜日と祝日は休工として下さい。
- ・ 施工時間は9時～17時までを原則とし、夜間や日曜祝日に工事を行う場合は施工管理者と協議して下さい。

4. 地権者対応について

- ・ 区画整理事業とは、各々の地権者方から土地を出し合ってもらい、初めて工事ができるということから、地権者の方が発注者と言えます。このことを肝に銘じ工事に取りかかって下さい。(日々の挨拶、騒音・振動への配慮、立ち小便の禁止、不法駐車禁止及び不安・不快行動の禁止または事前承諾)
- ・ 地権者をはじめ第3者からの問い合わせに対しては、緊急時以外元請けの工事担当者が対応して下さい。不明点・疑問点が出ましたら施工管理者又は役場まで。
- ・ 通路は予め決めておき、それ以外、空地であっても通り抜けしないで下さい(確認してから)。
- ・ **地権者から直接要望を受けることがあります。即拒絶するのではなく、要求事項を聞いた後、「組合又は役場に伝えます」などの丁寧な受け答えをお願いします。**

5. 環境対策について

- ・ 近隣住民への迷惑を最小限に抑えて下さい。
- ・ 騒音や振動については住宅地付近を工事する場合は万能鋼板等の柵を設計していますが、これを行い低騒音低振動型の建設機械を使用し、建設機械が集中しないように工区間の調整を行って下さい。また、建設機械の点検は定期的に行い、燃料やオイル漏れのないように配慮し、空ぶかしや無駄な消音や振動での環境悪化に気をつけて下さい。
- ・ 工事を行う際、ほこりの苦情等あると思われますので、工事車両が通過する仮設道路等は凹凸が無いようにし、水まきや塩カル撒きをしてほこり抑えを行って下さい。仮置き土は高く積まずしっかり抑え整形し、飛散防止に努めて下さい。ダンプでの土砂運搬の際はサイドのあおりは勿論のこと飛散しないようシートカバーする等工夫して下さい。又、一般道へ出る場合はタイヤの泥を落とすよう心がけて下さい。

6. 産業廃棄物及びゴミの管理について

- ・ 産業廃棄物(ガラ等)及びゴミ(空き缶、吸い殻)が、道路及び宅地内に間違って埋まることのないように集積場所、収集方法を決めて管理するようお願いいたします。(誤解されないように早期に処分して下さい)
- ・ 産業廃棄物の再利用可能なものは、必ず再資源化施設の搬出処分して下さい。

7. 図面照査及び現地調査

- ・ 図面の間違いによる手戻りは、多くの場合、図面を照査することにより防ぐことができますので十分な照査をお願いします。又、埋設管及び架空線(電柱)等の現地不一致による手戻り及び工事中止をなくするため、事前に充分調査し、事前立会・協議等の依頼をお願いします。

8. コンクリート二次製品の取扱いについて
 - ・ 製品誤差が大きく仕上がり不具合が生じるものは使用しないと共にメーカーに確認させるようにして下さい。又、自由勾配側溝についてはコンクリート蓋の設置手順書に従い、ガタツキがないように行って下さい。又隅部、変化点など現場打ちする場合は、特に注意して下さい。目違いなど不良品は早めに対処して下さい。
 - ・ 施工に伴って破損する場合がありますが、基本的に破損した物は引き取りませんので取扱いには充分注意して下さい。
 - ・ 自由勾配側溝の敷モルタル厚及び敷き板厚等、設計で明記されていない場合は、各社で決めてもらい、床付け高さはその厚さを考慮して施工して下さい。敷き板を使用する場合は木材を使用しないで下さい。
 - ・ 二次製品の材料検査(承認図確認を含め)においては、外観検査のほか配筋、配合、養生なども確認して下さい。
 - ・ インバートコンクリートは据え付け面の隙間の外まで充填して外側を押さえて仕上げして下さい。
9. 集水桝、街渠柵について
 - ・ 昭和町工事に準じて泥溜と足掛け金具もインバートから1.3m高さまでは原則として不要です。
10. 道路維持管理について
 - ・ 工事用車両進入道路として既設道路を使用する場合は、低速走行に心がけ大型車両から碎石等をこぼしたり、道路を破損させたりという事も予想されるので、作業中・作業終了時には既設道路を点検して下さい。
 - ・ 土砂運搬の際、道路を汚すことがあるので、タイヤ等の土落としに心がけ、既設道路の点検清掃をして下さい。
11. 道路渋滞による苦情防止について
 - ・ 道路通勤時間帯等の渋滞が予測できる時に、材料搬入をする場合は事前に業者間の連絡を徹底し、一般道路で数珠繋ぎに待たせることのないよう時間調整まで行って下さい。又、出入り口が不明確であると不要なUターン等でこれも近隣の方の迷惑となりますので、分かりやすい誘導・看板等に対応して下さい。
 - ・ 碎石等を除く土運搬は環境アセスメントで1日当たりのダンプ運搬台数が決められています。
 - ・ 材料搬入路は工区間で調整し、一方通行で搬入させ交通量を分散させて下さい。
12. 道路(側溝・歩車道ブロックなど)及び整地擁壁の施工精度・規格について
 - ・ 区画整理事業は、予め地権者の方に今現在では何㎡ありますが、将来は何㎡になりますと承諾をいただいております。画地面積は確定済みです。しかし、道路幅員を広く作ってしまうと地権者の土地面積は減ってしまいます。測量及び丁張り設置は精度についてよく考えて行って下さい。たとえ規格値内に入っても直線であればならない道路(境界)が折れてしまえば引き取れなくなりますので施工方法についても充分考えて施工して下さい。
 - ・ **画地擁壁についても、本来、直線の所を折って施工すれば引き取ることが出来ません。境界のズレの規格値はありませんが出来るだけ±10mm以内となるように施工して下さい。特に隅切り点は注意して下さい。**
既設の側溝からの影響を大きく受ける場合は施工管理者と協議して下さい。
 - ・ 施工精度不良の原因として、測量管理、据付け管理のほかに下記の原因も考えられます。
 - ・ 雨水などの湛水処理不良
 - ・ 基礎地盤の軟弱不良
 - ・ 埋戻し土の養生不備、含水比不良(土仮置時)
 - ・ 埋め戻しにおける不十分な締め固め(軽量プレートランマー使用不可)
 - ※ 上記のことからもわかるようにシビアな測量とチェック頻度など施工中の管理が重要になりますので、施工体制等について充分考慮して下さい。
13. 自由勾配側溝の施工割付について
 - ・ 街区境界寸法は街区ごとに違います。そのため、2mの製品を切ったり、現場打ちが発生したりします。施工前までに割付けを検討し、どこに現場打ちを作るか、どこで切るか等を早めに決めて下さい。又、問題点は早めに相談して下さい。この割付による設計変更はありませんが補強筋等を考慮した施工承諾願(工事打合せ簿)を提出して下さい。
 - ・ 隅切り部においては必ず現場打ちが発生します。2次製品の斜切りは原則禁止です。(別項参照)
14. 構造物基礎(均し)コンクリートについて
 - ・ 現場の施工性を考えて、基礎コンクリートを大きく打設することは禁止します。これは民地側には道路構造物を入れてはいけないということですので、測量により境界を充分に把握して施工して下さい。民地側へ構造物が間違ってしまった場合は、撤去してやり直してもらいます。

15. 農業用水及び工事による排水処理について
- ・ 既設水路撤去前に現地を確認し、撤去可否の確認を取ってから撤去を行って下さい。又、いつまでに自由勾配側溝を仕上げて水を流さなければならないという箇所もありますので現地をよく確認して下さい。既存水路の流水は非常にきれいですので、工事による排水処理に当たっては泥水の流出と流末経路に注意し、沈砂池や沈殿槽を設置する等工夫して下さい。又9月いっぱいまでは水田への流水を確保して下さい。
 - ・ 強雨時での切土・盛土・掘削は行わないようにし、含水比が高い状況での盛土工事は手戻りとならないよう気をつけて下さい。
16. 現場内、地中障害物について
- ・ **ゴミ及びガラ等の不純物が地中から出てきたら放置することができませんので処置方法を協議して下さい。原則として産廃処分とします。（別項参照）**
17. スリーブ管(上下水道管)及び整地工事について
- ・ スリーブ管の位置、土地利用(表土仕上げか購入土盛土)及び外周擁壁については、原設計が変わる可能性がありますので監督員に確認を求めてから施工して下さい。スリーブ管が設計図に明示されていない場合は、問い合わせして下さい。
18. 土工事における不純物除去について
- 盛土及び切土工事においては、ゴミなどの不純物の混入を避けて下さい。特に再利用する耕作土の鋤取り・仮置きに際しては、雑草根やマルチ(薄シート)、石など不純物の混入を避けて下さい。(特に、雑草地等においては、着手時にむやみに、ブルドーザ・バックホウで押すのではなく、まず地表部の雑草・樹木・ゴミ等の不純物を伐採・抜根・除去してから鋤取り・整地作業を行って下さい。マルチなど農業用残材は埋めてある場合もありますので、鋤取り・整地中も注意し混合させないで下さい。鋤取り表土は良質土、不適土に分けて仮置き・処分しますので、確認を取って下さい。特に仕上がった後での畑土中の石撤去は過去に、地権者のクレームにより長期間手間暇を掛けて撤去したケースが多くあります。**
19. 資材、工事看板等の飛散防止について
- ・ 工事予告看板、件名板等の工事看板は、強風で飛ばされないよう必ず固定して下さい。長期設置の場合は、杭、固定金具等で緊結して下さい。
 - ・ 交差点付近では、車の見通しをよく考え設置し、又資材の仮置きや仮設建物設置においても地域住民の方へ不快感・悪影響を与えないよう配慮をお願いします。
20. 基準杭の設置について
- ・ 境界杭・街区杭・画地杭の復旧及び丁張りなどは、仮設工事においても、正確に設置し、強固に固定し、明確に表示して下さい。またチェックや検収がしやすいようにして下さい(近接地権者が位置関係の確認を行う場合があります)。
 - ・ 基準点は起工測量の際、出来るだけ多くの点を使ってチェックして下さい。(別項参照)基準点の配置図面、座標値はアドレスを付けて役場又は功刀まで連絡して下さい。
21. 掘削床付け・路床掘削整正について
- ・ 地下水位が高いので、構造物の床付け、路床整正での水処理には苦勞すると思いますが、仕様書に適合する処置を行って下さい。
22. 品質・工事写真管理について
- ・ 近年益々、品質に関するチェックが厳しくなっています。構造物の外観、出来形だけでなく、工事写真の検査からも不適合の指摘を受け、構造物を壊しての手直しも多くなっています。各工事の責任者の方は、事前に仕様書、設計書、現地の精査とともに作業員の方への周知徹底又、準備・段取りから、きめ細かい管理をしていただき、不明点・疑問点などは早い段階で提起して下さい。
23. 路盤仕上げ、路床仕上げ、宅版仕上げについて
- ・ 路床高や宅版高の仕上がり精度は仕様書では±数cmとなっていますが、次工程が別工事(別業者)となる場合が多く、平均精度が1cm違いでも次工程では多くの材料の過不足が発生し、品質・工程を含めた数々のトラブルの原因となりますので、それらを見据えた管理をお願いします。幅員12m道路など、歩道部の側溝は、将来施工するL型水路の出来形におおきく影響しますので1cm以内での高さ管理をして下さい。

24. 起工測量について

区画整理地内は、基本的に全て座標管理を行っています。
事前に街区杭(道路境界点:隅切り点など)画地点(宅地境界点)が設置されています。(耕作などで無くなっている場合も多くあります)
工事着手時に基準点位置、街区点位置、画地点位置などが表示されたデータと座標データを貸与しますので施工管理者まで請求して下さい。尚取り扱いには十分注意して下さい。

25. 再生碎石について

B級の再生碎石(瓦くず、スレートくず、などコンクリートがらアスファルトがら以外のガラが混入した再生碎石)は、原則として、仮設材でも区画整理地内搬入禁止です。また、道路部で路床置き替え材として、コンクリートガラ100パーセントの物を使う場合は水と反応して固結しない場所に使用して下さい。